

令和5年10月1日から 事業系有料ごみ処理券の料金を改定しました



令和5年10月改定

券種	旧料金	改定後の料金	差額
10リットル券 (1セット10枚)	760円	870円	110円 (1枚あたり11円)
20リットル券 (1セット10枚)	1,520円	1,740円	220円 (1枚あたり22円)
45リットル券 (1セット10枚)	3,420円	3,910円	490円 (1枚あたり49円)
70リットル券 (1セット5枚)	2,660円	3,045円	385円 (1枚あたり77円)

改定に伴い、令和5年11月以降は、
旧料金のごみ処理券（「平成29年10月改定」と記載の
あるもの）は使用できません。

旧料金のごみ処理券



旧料金の事業系有料ごみ処理券をお持ちの方へ

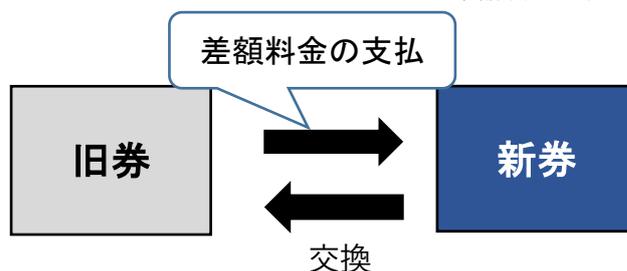
旧料金のごみ処理券（平成29年10月改定の券）は、「1. 差額交換」又は
「2. 還付（払い戻し）」をいたします。

1. 差額交換

受付窓口にて、「旧料金」と「改定後の料金」との差額をお支払いの上、
旧料金の券と新しい券を交換します。1枚単位で交換できます。（お支払いは現金のみ）

◆ 手続きに必要なもの： 旧料金のごみ処理券、差額分の現金

※窓口にて申請書をご記入いただきます。



2. 還付（払い戻し）

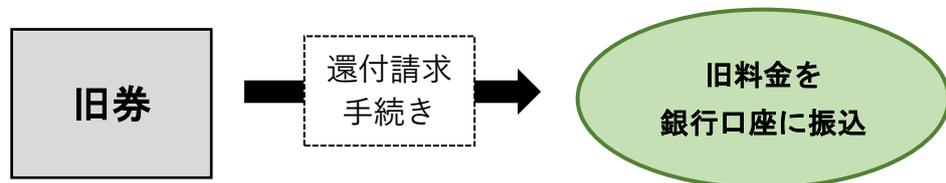
事業の廃止等により、新券との差額交換が不要な場合には、還付（払い戻し）をします。

還付は、後日ご指定の銀行口座への振込みとなります。受付窓口での現金による返金はできません。

◆ 手続きに必要なもの：

旧料金のごみ処理券、廃棄物処理手数料還付請求書、口座振替依頼書（請求書等の書類には、原則として請求者印の押印が必要です。）

※書類提出は郵送可能です。必要書類を区からお送りしますので、ご請求ください。



3. 差額交換・還付 申請期限

令和 10 年 10 月 31 日（火曜日）まで

期限後は、受付できませんのでご注意ください。

【 受付窓口・郵送先 】

- 杉並区環境部ごみ減量対策課 電話 03 - 3312 - 2111（代表）
（杉並区役所西棟 7 階 4 番窓口 杉並区阿佐谷南 1 丁目 15 番 1 号）
- 杉並清掃事務所 電話 03 - 3392 - 7281
（杉並区成田東 5 丁目 15 番 20 号）

※杉並清掃事務所方南支所、コンビニ、スーパー、その他取扱所では受付できません。

上記の区窓口での手続きをお願いします。